

社会貢献活動の在り方を考える検討会の設置等について

平成30年8月10日
法務省保護局長決定

1 名称

社会貢献活動の在り方を考える検討会

2 目的

社会貢献活動の在り方を考える検討会（以下「検討会」という。）は、刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、社会貢献活動の効果検証を行うとともに、より改善更生に資する運営を行うための検討を行うことを目的とする。

3 主催

法務省保護局

4 場所

法務省内会議室

5 日程（予定）

(1) 第1回検討会

平成30年9月10日（月） 午後2時から午後4時まで

(2) 第2回検討会

平成30年10月26日（金） 午後3時30分から午後5時30分まで

(3) 第3回検討会

平成30年11月29日（木） 午後2時から午後4時まで

(4) 第4回検討会

平成31年2月1日（金） 午後4時から午後6時まで

6 運営要領

(1) 検討会は、座長が招集する。

(2) 座長は、会務を総理する。

(3) 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(4) (3)に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、座長が定める。

(5) 検討会の庶務は、法務省保護局において処理する。

7 構成員

(1) 法学分野

藤本 哲也（中央大学名誉教授・弁護士） 【座長】

(2) 教育分野

津富 宏（静岡県立大学国際関係学部教授）

(3) 福祉分野

原田 正樹（日本福祉大学社会福祉学部教授）

(4) 心理分野

小林 正幸（東京学芸大学教育実践研究支援センター教授）

(5) 活動場所提供団体等

金子 寿男（社会福祉法人恩賜財団済生会事業部社会福祉・地域包括ケア課課長）

8 オブザーバー（予定）

(1) 最高裁判所

(2) 法務省矯正局

(3) 更生保護官署

【参考】

刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）

（衆議院）

社会貢献活動の実施後、事例の収集を行うとともに、一定期間経過後にその効果の検証及びより改善更生に資する運営を行うために外部の有識者も入れた会議を設置して調査・検討を行うとともに、薬物事犯者の処遇に当たっては、関係機関との更なる連携を強化し、本制度の施行後、両法の対象となった者の再犯状況を検証し、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

（参議院）

社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分に検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。